市民自らの政策を持とう会

第29回個人演説会

日時 2016年2月21日(日) 13:30-17:00 場所 岩国市福祉会館 第一会議室 参加者 10名

> この記録はホームページとブログに掲載されます。 http://www.seisaku1341motou.sakura.ne.jp http://blog.goo.ne.jp/simin13401seisaku

「日本国憲法」をどう考えるか

自由民主党「日本国憲法改正草案」と比較して

河井弘志(市民自らの政策を持とう会)

安倍首相は、第2次大戦後に制定された「日本国憲法」は「制定から相当の年月が経過し、現在の状況とそぐわないこともある」(『中国』2016.1.19)と言い、「いよいよどの条項について改正すべきか、新たな現実的な段階に移ってきた」(『朝日』2016.1.22)とも発言しました。自民党の「憲法調査会」は改憲草案について審議をはじめ、「憲法改正草案大綱」(2004)を発表、党内外から悪評をうけてさらに「新憲法草案」(2005)、2012年には「日本国憲法改正草案」を発表、いま安倍首相はさらに進めて、憲法改正に着手しようとしています。

本当に「日本国憲法」が日本の政治や社会の発展についていけなくなったのか、それとも、日本の政治が間違った方向へ進んで、憲法との間にズレが生じてきたのか、その点についての議論はまだあまり行われていないようです。

日本の社会が正しい方向へまっすぐ歩んできたのなら、それに合わなくなった「日本国憲法」が社会の発展についていけなくなったのであり、憲法は発展する社会に遅れないように修正されなければいけません。しかし政治や社会が曲がった方向へ進んで、憲法との間にズレが生じたのなら、もともとまっすぐに作られた憲法を、曲がった社会の変動に合わせて変えるのは、大変な誤りです。憲法と社会が合わなくなったとき、修正しなければならないのは憲法か、それとも社会なのか。

「憲法で謳うということは、そういう方向に向けて、政府が努力しなければいけない、 企業が努力しなければいけない、それを義務づけたものが憲法です。だから憲法は現 実とつねに緊張関係を持ち、一定の距離があるのです」(渡辺治, p.36)

現在の日本の政治や社会の進路が曲がっているか、まっすぐであるかについて、的確な 判断を下すことは、専門知識を持たない私達には容易ではありませんが、国民自らが作成 した「日本国憲法」が、今なお日本の政治を導く正しい指針でありうるかどうかを、市民 の眼でみて判断することは可能でしょうし、憲法を創造し支える主体としての市民の責任 でもあります。もともと憲法改正は国民投票で決定しなければならないものです。政治家 や憲法学者が日本の憲法の運命を勝手に操作していいものではありません。

今私達の前には、現行の「日本国憲法」と、これが時代に合わなくなったとする立場から作成された自民党の「日本国憲法改正草案」がおかれています。そこで両者を比較考証し、憲法とは本来いかなるものであるべきか、「日本国憲法」は「改正草案」の方向へ改正されるべきものなのかどうかについて、一般市民の立場で考えてみることにします。

1. 近代憲法の土台は立憲主義と国民主権

憲法は「国家存立の基本的条件を定めた根本法」です。憲法は国民が制定するものであり、国王や権力者もそれに従わなければならないとする原則を「立憲主義」といいます。ジョン王の乱政を規制するために、国王と貴族が協定したイギリスの確認律「マグナ・カルタ」(1215)がその起源であるともいわれ、全権掌握する独裁者といえども、成文化されたルールをこえて勝手な政治を行うことを禁止することに、憲法の第一の存在理由があります。

近代になると、議会の同意なしに国王が法を制定することを禁止したイギリスの「権利章典」(1689)、憲法は人民から信託された代表者によって制定されるとした「合衆国憲法」(1788)、人間は本来平等、主権は国民にある、思想・表現の自由は人間の権利としたフランスの「人権宣言」(1789)などによって、「国民の基本的人権」という理念が憲法の必要条件に加えられ、憲法を作成する主体は国民であり、権力者はこのルールに従わなければならないとする「国民主権」の理念が統合され、近代立憲主義が確立されました。

形式論理でいえば、立憲主義には「基本的人権」の理念は含まれないのですが、憲法は 国民が制定するという「国民主権」の原理により、人間の平等、主権在民、思想の自由な ど、人類が長い歴史の中で獲得した「基本的人権」が憲法の「中身」に含まれることが確 定されました。

「大日本帝国憲法」(1889) は「ドイツ帝国憲法」(1871)をモデルにして制定されたといわれます。ドイツ皇帝は皇帝の権限を憲法に規定することを認めず、ドイツ帝国憲法は近代立憲主義から逸脱しました。一方大日本帝国憲法は「朕・・・現在及ビ将来ノ臣民ニ対シ此ノ不磨ノ大典ヲ宣布ス」とする欽定憲法でありながら、「朕及ビ朕カ子孫ハ将来此ノ憲法ノ条章ニシタガヒ之ヲ行フコトヲアヤマラザルベシ」と明記し(憲法発布勅語)、「主権者(天皇)も憲法の下にあってその拘束を受けると言う立憲主義の原則」を示しました(佐藤幸治、第3章、p.152;伊藤真「憲法は誰のもの」p.6-7)。

「<u>大日本帝国憲法</u>では"天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬(そうらん)シ....."(4条)と述べ、天皇主権の原則を明確化している」(日本大百科全書)。

現行「日本国憲法」も「天皇または摂政及び国務大臣・・・」などの公務員は「憲法を尊重し擁護する義務を負う」として、天皇の憲法遵守を義務づけています。

大日本帝国憲法制定当時、名称に「立憲」を冠する政党がありました。自由民権運動時代の「近畿自由党」は「立憲政党」と改称し(1881)、「日本立憲政党新聞」によって自由

民権思想を普及しました。大隈重信は「立憲改進党」を結成(1882)、イギリス型立憲君主制を目標としました。帝国憲法制定の翌年には自由党などが「立憲自由党」を結党ました(1890)。伊藤博文の「立憲政友会」(1900)、これに対抗して改進党系議員が結成した「立憲国民党」(1910)なども、立憲君主制を支持する立憲主義政党でした。各政党はそれぞれ、憲法の規定にしたがって政治活動を行う意志を表明したのです。

ところが改正草案は「全て国民は、この憲法を尊重しなければならない」としながら「この憲法を擁護する義務を負う」公務員から天皇を除外して、天皇の「憲法を援護する義務」を免除しています(第 102 条)。これは立憲君主制の原理すらも否定する前近代への逆行といわなければなりません。

「日本国憲法」の前文は「日本国民は・・・主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」と述べ、「国政は国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する」と「国民主権」の原則を明快に規定しています。改正草案も「国民主権」の概念を掲げてはいますが、その前に「天皇を戴く国家」と規定して、国民主権が天皇の下に従属することを示唆して、国民主権の原理が著しく後退しました。現政権は、憲法 9 条に反する安保法制を、憲法解釈をまげて強行しようとしていますが、いかに独裁的な権力者といえども、憲法のワクを曲げる憲法解釈は許されないことです。

2. 基本的人権は国民主権の主軸

憲法は国民が制定したルールですから、国民の基本的人権はすべて守られるべきものであり、権力者の権限を厳しく制限するものでなければなりません。国民も好き放題のことをしていいわけではありませんが、それは憲法ではなく、憲法の枠のなかで制定される多くの法律によって規制されるのでなければなりません。これが立憲主義と国民主権の原則です。

現行憲法第3章は「国民の権利及び義務」を規定していますが、この大部分は基本的人権の尊重の規定であり、国民に課せられる義務は「子女に普通教育を受けさせる義務」「納税の義務」「勤労の権利を有し、義務を負う」があげられているにすぎません。これらの義務は、公権力が国民に課す義務ではなく、国民がおたがいの権利を尊重するために求められる義務です。

改正草案には、上記の3義務のほかに、地方自治について「住民はその属する地方自治体の役務の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を公平に分担する義務を負う」が追加され、さらに「ねばならない」と国民に義務付ける規定が目につきます。「日本国民は国旗および国歌を尊重しなければならない」「家族は互いに助け合わなければならない」などは、憲法で規定しなければならない事項だとは考えられません。

「立憲主義」はほんらいは法の中身のことではなく、権力者が憲法にしたがって政治を行うことを定める原則ですが、人類が長い歴史のなかで確立した「国民がもつ基本的人権」は、国民主権の憲法を存立せしめる基本的前提条件であり、この普遍的な原理は明確に憲法において確認されなければなりません。

現行憲法第 97 条は基本的人権について「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、 人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に 堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたもの である」と規定しています。ところが改正草案は、この第 97 条をすべて削除しています。 これは憲法と基本的人権の歴史を無視する改変であります。

憲法に基づいて国王が政治をする「立憲君主制」も立憲主義ではありますが、国民主権を基本とする以上、憲法は憲法制定の根源力である国民の個人の価値を実現し、守るための装置とならなければなりません。(伊藤真「誰のもの」p.10-11)

3. 元首天皇は明治憲法への逆行

「大日本帝国憲法」は「天皇ハ神聖ニシテ侵スへカラス」(第3条)、「天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ総覧シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ」(第4条)と制定しましたが、「日本国憲法」は1946年の「天皇の人間宣言」にもとづいて「天皇神聖」を否定し、「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴」と規定しました。

改正草案は「天皇は、日本国の元首であり、日本国及び日本国民統合の象徴」と規定しています。「元首」とは一般に「対外的に国家を代表する地位にある国家機関をいい、条約の締結外交使節の任免、全権委任状・信任状の発受などの外交権能を伴う」と定義されますが、明治憲法では、元首としての天皇は「統治権を総攬」するとされていましたので、

「国民主権の憲法の下であえて元首を求める意義自体が問われよう」(世界大百科事典)と 疑問視されています。天皇元首論は明治憲法にあともどりする改訂案といえますが、天皇 は憲法の制約を受けないということですから、立憲君主制の明治憲法よりもさらに前の時 代にあともどりする改正案ということになります。

国民主権の現行憲法では、「国民の総意」があれば天皇を変えたり廃止したりすることもできます。一方、改正草案は前文で「国民主権」を謳いながら、「日本国は・・・国民統合の象徴である天皇を戴く国家」(前文)といって、主権をもつ国民の上に、憲法の規制をうけない元首天皇を置くとしています。これは論理矛盾であり、「国民主権」の概念を有名無実にするものといわざるをえません。

なぜ「元首天皇」を復活させたいのでしょうか。戦前、戦中は「上官の命令は天皇の命令」といって、上への絶対服従が強いられました。天皇は為政者、権力者にはたいへん都合がいい「手段」であり、天皇を権力支配の道具に使いたい人もあるのでしょう。

現憲法では天皇の国事行為は内閣の助言と承認が必要ですが、改正草案では天皇は内閣の拘束をうけないことになっています。天皇自ら、あるいは天皇に影響力を及ぼすことのできる人が、内閣の承認なしに、天皇の国事行為を行うことが可能になります。天皇の地位を高め、天皇が内閣の拘束を受けないで国事行為が行えるようになれば、天皇の命令として赤紙で国民を兵役に召集した徴兵制を再現することもできそうです。

改正草案第4条に「天皇は、この憲法に定める国事に関する行為を行い、国政に関する権能を有しない」とあり、国政に関与することが禁止されていますが、天皇は憲法の拘束を受けないことになれば、この禁止も無効となります。

現在は日本の国旗や国歌については「国旗及び国歌に関する法律」(1999)年)があり、憲法にはそれにかんする規定はありませんが、改正草案では「第1章天皇」に「国旗は日章旗」「国家は君が代」とすることが規定されています。「日の丸」は幕末に薩摩藩が使った太陽を象徴する旗印を日本帝国の国旗に採用した、天皇と太陽を同一視するシンボルであり、「君が代」は天皇の永遠性をたたえる、古今和歌集の読み人しらずの短歌です。いずれにたいしても、国民の間に根強い批判があり、とても「国民の総意」が支持しているとはいえません。「日本国民は国旗及び国歌を尊重しなければならない」と規定して、国旗や国歌を天皇と同等に尊重することを求めているのも受け入れられがたいものです。

いま国旗や国歌は、オリンピックや卒業式などの晴れの場に登場しますが、日本には「日の丸」を掲げ、「君が代」を歌い、「天皇陛下万歳」を叫んでたおれた無数の兵士たち、「第二国歌」ともいわれた「海ゆかば」を歌いつつ、飛行機に乗ったまま波間に沈んだ 500 名の青年通信兵たちの血塗られた歴史があります。これは岡田久男さんの演説の中で紹介された史実です。

「海行かば水漬く屍、山行かば草生す屍、大君の辺にこそ死なめ、かへりみはせじ」。いわゆる「人間宣言」(1946年1月1日)によって、自らの神話性を否定した昭和天皇のあとを継いだ現在の天皇が、52万人の日本人と110万人のフィリッピン人の犠牲者の霊を追悼されたとき(『中国』1.28)、一人の人間としてどれほど心を痛められたか、その胸中を理解しないで、政治の都合で、国旗や国歌によって天皇を神話の世界におしもどすことは許されないでしょう。

人間宣言:「朕ト爾等国民トノ間ノ紐帯ハ、終始相互ノ信頼ト敬愛トニ依リテ結バレ、 単ナル神話ト伝説トニ依リテ生ゼルモノニ非ズ」。

4. 「戦争の放棄」は世界平和の指導原理

1947年の「日本国憲法」施行の日、憲法普及会が2000万部発行して全国の家庭に配布した啓蒙書『新しい憲法 明るい生活』は、「私たちは陸海空軍などの軍備をふりすてて、全くはだか身となって平和を守ることを世界に向かって約束したのである」と言い切って「戦争の放棄」の意味を全国民に明快に伝えました。それが憲法第9条の、誰にも理解できる解説です。表紙に「大切に保存して多くの人人で回読して下さい」とあり、私の地区の部落に保存されている冊子には、右肩に「岡上回読用」と鉛筆書きしてあります。

憲法は「国際紛争を解決する手段として」の、という条件のつかない武力は否定していないという解釈もあるようですが、「国際紛争を解決する」手段以外の武力といえば、内乱鎮圧のための武力しかありません。同年8月に文部省が中学校1年生の教科書として発行した『あたらしい憲法のはなし』は、「国際紛争」が発生した場合について、「よその国と争いごとがおこったとき、決して戦争によって、相手をまかして、じぶんのいいぶんをとおそうとしないということをきめたのです。おだやかにそうだんをして、きまりをつけようというのです」と教えました。軍事力に訴えるまえに、しっかり外交交渉を行わなければならないという、国際平和の大原則を明快に示したのです。徹底した外交交渉なしで軍事的手段に訴えて第二次大戦に突入した日本政府の誤りへの深い反省を、次世代を担う子

供たちに伝えようとした貴重な著作です(高見勝利編『あたらしい憲法のはなし』)。しか し現政権は、北朝鮮のミサイル発射にたいして、拉致問題をかかえておりながら、外交交 渉をはじめることなく、制裁措置の検討を開始したようです。

改正草案は第2章の見出し語「戦争の放棄」を「安全保障」にかえ、「戦争の放棄」や「武力による威嚇及び武力の行使は・・・用いない」という規定は「自衛権の発動を妨げるものではない」として、安全保障のための戦争を容認しています。のみならず、現行憲法には規定されていない「国防軍」を保持することを明記し、「国際的に協調して行われる」軍事的活動ができるとしています。「集団的自衛権」などのあいまいな概念を使わず、公然と国外出兵を認める規定になっています。第二次世界大戦での国外出兵が自国および外国にもたらした、はかりしれない損害への反省は、あっさりと無視されたのです。

「9条は自衛権を否定していない」「個別自衛権はあってしかるべきだ」などの「憲法解釈」をすれば、「集団的自衛権」も容認する安保法制まで広がる可能性がでてきますが、憲法改正すれば、苦し紛れの憲法解釈を重ねないで海外派兵がやれるようになります。平和を守るために人智を駆使する努力も放棄されます。しかし日本が「戦争放棄」を明記した憲法を持っていることによって、外国で活躍する日本人があらゆる国の人びとから信頼されてきたことを忘れてはなりません。

安倍首相は「憲法学者の多くが自衛隊の存在自体を違憲と指摘していると訴えながら、2012年にまとめた自民党の憲法改正草案を取り上げて、将来的な9条2項(「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない」)の改正に触れた」と報道されました(『朝日』2016.2.5)。 つまり、憲法学からみて自衛隊が違憲であるなら、自衛隊が合憲になるように憲法を変えようというのです。

私たちは普通、自衛隊が「違憲」であるなら、自衛隊の実態が違憲にならないように、 自衛隊を変えるべきだと考えます。「違憲だから、自衛隊が違憲でないように憲法を変える」 というのは、「泥棒という犯罪がなくならないから、泥棒が犯罪とならないように、刑法を 変える」というに等しい暴論です。

最初に述べたように、憲法と現実の間にズレがある時、現実を変えて憲法に近づけるか、 憲法を変えて現実に近づけるか、というふたつの選択肢のいずれをとるかは、憲法と現実 のいずれがマッスグであるかによって決まります。すでに憲法がマッスグであることには 疑問がありませんから、憲法と自衛隊の間にズレがあるなら、自衛隊を違憲でない自衛隊 に変える以外にとるべき道はありません。安倍首相の「違憲」説は、論理学の教科書をさ かさまに読んでいるような議論です。「戦力はこれを保持しない」という憲法が現実とズレ ているから、「国防軍」という見出しを作って、自衛隊が軍隊として活動できるようにする というのも、「憲法」という概念にたいする冒とくだと思います。

自衛隊は、外国の侵略から日本を軍事的に守ること、および大災害から非軍事的な手段によって日本を守ることという二つの役割を担っているという見解があり、国民のコンセンサスを得ているともいわれます。東日本大震災のときに自衛隊が出動したのはその一例でしょう。軍事的防衛は破壊や殺りくを伴う防衛であり、自然災害からの防衛は破壊を防止し人命を救う防衛ですが、同じ自衛隊が行うことですから、両者の間に境界線を引くことは困難です。外国からの侵略にたいする防衛に関しては憲法 9 条の理念を堅持しつつ、

災害からの防衛は「災害対策基本法」などの法規によるべきはないでしょうか。

改正草案には「国防軍に審判所を置く」とありますが、これは多くの人権を闇に葬った 戦時中の軍事裁判の再現となるおそれがあります。

5. 自己の人権と他人の人権の統合の上に「公共の福祉」

日本国憲法第 11 条は「国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる」ことを確定しました。個人は、自分の権利を尊重すると同時に他人の権利も尊重し、これによって「公共の福祉」が実現されます。公共の福祉は、個人を越えた「公」のために義務を課すものではありません。改正草案が「公益および公の秩序に反してはならない」と言い換えて、個人を公権力に従属させようとするのは、個人の「基本的人権」の侵害です。

改正草案は「日本国民は・・・基本的人権を尊重する」と規定していますが、基本的人権を尊重しなければならないのは、憲法を制定した国民自身ではなく「国家と権力者」です。歴史のなかで個人の基本的人権を侵害し苦しめたのは権力者でしたから、国民は憲法によって、国や権力者に国民の基本的人権を尊重し、守ることを義務づけなければなりません。

現行憲法の「全て国民は個人として尊重される」が、改正草案では「人として尊重される」となりました。一人ひとり異なる「個人」を尊重するのでなく、モラルとしての「人」、動物と区別される「人間」として尊重するというのですが、それでは多様な個人の尊厳は無視されます。(伊藤真、憲法問題, p.92-5)

個人がお互いの権利を尊重しあうところに「公共の福祉」が成立しますが、改正草案の「公の秩序」は個人の上位にある国家や自治体の秩序であり、個人は「公の秩序」に従属することになります。

現行憲法は「裁判官が全員一致した場合」と、厳しく限定した上で「公の秩序」を基準とすることを認め、それ以外には「公の秩序」という概念を使っていません。

現行憲法第82条「裁判の公開」②「裁判所が、裁判官全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、対審は、公開しないでこれを行ふことができる」。

「権利」のために「義務」を受け入れるのではなく、他人の権利を自分の権利と同等に尊重することによって、「公共の福祉」が支えられ、民主主義社会の秩序が維持されるのであり、納税の義務も多くの個人の権利を支えるために求められるものです。「税金を納めることは、自分勝手な人にとっては苦痛でしかありませんが、「個」が自立(自律)し、自らの役割に自覚があれば、社会や国を支える意識も自然と湧いてくるはずです」(伊藤真「誰のもの」p.11)。

「公の秩序」を個人の人権の上位におくのは、憲法制定の根源力である「基本的人権」 を否定する、前近代的な改正案といわなければなりません。

改正草案 21条2「前項の規定にかかわらず、公益および公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社をすることは、認められない」。

ここにいう「公の秩序」には、「裁判官全員一致で」という条件がついていませんので、権力者が勝手に「公の秩序」の基準を設定して、「結社」などの「表現の自由」を拘束することができます。

改正草案の「家族は互いに助けあわなければならない」という規定は、戦前の家族制度 の復活を示唆し、また病人、老人、障害者の世話を家族の責任に帰し、国や自治体がその 責任を免れる結果となるおそれもあります。

選挙権を「日本国籍を有する成年者」に限定して、永住権をもつ外国人の参政権が排除 されました。これは外国との交流を推進するうえで足枷となるでしょう。

6. 三権分立と地方自治は近代憲法の不可欠条件

改正草案は「衆議院の解散は内閣総理大臣が決定する」(第54条)としましたが、「国権の最高機関」としての国会を、執行機関の長である総理大臣が解散できるというのは、たいへんな自己矛盾です。現行憲法では衆議院の解散は、解散の儀式が天皇の国事として上げられているだけで、解散を決定する権限の規定はありません。

現行憲法第69条「内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、十日以内に衆議院が解散されない限り総辞職をしなければならない」。 改正草案の第9章「緊急事態」には「内閣総理大臣は・・・緊急事態の宣言を発することができる」「内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができる」と規定され、内閣が国会の決議なしに権力を行使することができることになり、三権分立が否定される可能性があります。

現行憲法は「国務大臣は文民であること」を定めていますが、改正草案は「国務大臣は 現役の軍人であってはならない」として、軍人が暫定的に文民となって大臣に就任し、退 任後再び軍人に戻るという、疑わしい人事を正当化します。

現行憲法は地方自治のありかたについて控えめに規定しているから、外交や防衛などの国の専権事項が住民生活、住民の権利に重大な影響を及ぼすときは、自治体は住民の立場を代表して国にモノ申すことができますが、改正草案は「国と地方に役割を分担」させて、地方自治体が国の専権事項にたいしてモノが言えない制度を確立しようとしています。

7. 「緊急事態」には法令で対処すべきである

現憲法のもとではすでに「災害対策基本法」が存在しますが、改正草案は新しく「緊急事態」の章をおこして、外国からの武力攻撃、内乱、自然災害などに備えようとしています。これは軍事的緊急事態と自然災害の緊急事態を抱き合わせにして、緊急事態に対応できるようにしようとするものです。内閣総理大臣が緊急事態宣言を発したときは、内閣は立法機関である国会の決定を待つことなく、法律と同等の効力をもつ政令によって、政治を行うことができるというのです。

緊急事態宣言は「戒厳令」であり、内閣総理大臣に、国権の最高機関である国会よりも強い権限を与える制度です。その最悪の先行例にドイツのヒトラーの独裁政治があります。

第1条に「国家権力は国民から発する」と規定した「史上もっとも民主的だと謳われた」「ワイマール憲法」(成瀬治『ドイツ現代史』p.192) は、「ヒトラー政権による"授権法"(または全権委任法)をはじめとする一連の立法によって形骸化され」(『日本大百科全書』)、ドイツは史上最悪の独裁制に突入しました。「憲法解釈論」によって集団的自衛権と安保法制を強行した安倍政権も、ヒトラー政権と同じ道を歩んでいるようにみえます。

「緊急事態宣言」が発せられれば、国民の基本的人権が制限され、個人は国や公的機関に従うことを求められ、地方自治体の長も総理大臣の指示に従うことを義務づけられます。緊急の措置として、総理大臣の判断により、徴兵制を作ることも可能になります。国民ひとりひとりだけでなく、民間企業も国の指示にしたがって協力することが義務づけられます。いうなれば憲法のなかに「国家総動員法」を制定するようなものです。1938年の「国家総動員法」が日本をどのように変えてしまったかは、日本の現代史を紐どけば明らかです。

外国からの武力攻撃、内乱、巨大な自然災害などにたいする対処法は、あらかじめ憲法の規定にしたがって、法律によって定めておくべきものです。三権分立の原則を否定して内閣が国会の権限を停止し、国政を混乱させてまで、応急の対応をするということは、即ち日常的な法制度に不備があることを意味するに他なりません。

現行憲法第 97 条は国民の基本的人権を保障していますが、改正草案はこの条項を削除 していますので、緊急事態における基本的人権の保障の規定はどこにもなく、日本国民が 戦時中に経験したように、軍部や警察が権力を濫用する異常事態を招くおそれがあります。

8. 国の最高法規を軽々しく変更してはいけない

現行憲法は「各議院の総議員の3分の2以上の賛成」で憲法改正を発議できるとしていますが、改正草案は「両議院それぞれの過半数の賛成で国会が議決」として、ある党派が議席の過半数をとれば、簡単に憲法改正を発議できることにしています。何百年もの歴史の経験のうえに国民が作り上げた、国の「最高法規」である憲法の改正を、その他の法律と全く同列で簡単に発議し、国民投票に訴えるのは、国民の意思と国民投票をはなはだしく侮辱する制度であり、日本の法制度を混乱させるもとになるでしょう。

結論 「日本国憲法」を改正すべきではない

改正草案には、それなりに苦労されたあとを見ることもできますが、日本国民が憲政史 上重ねてきた多くの貴重な体験はほとんど生かされていないようです。とりわけ第二次世 界大戦における多大の犠牲を経て学んだ真実を集約した「日本国憲法」の貴重な成果の多 くを無視し、あるいは歪曲したような規定が数多く見いだされるのは、まことに遺憾です。 法律専門家の英知を結集したとも思えぬ論理矛盾らしい条項も見られます。旧仮名遣いを 現代仮名遣いに改めた以外に、強く啓発するものが見出せないのは淋しい限りです。

それだけに、第二次世界大戦終了後の、日本始まって以来の激動のなかで、近代立憲主義の原則を確実に継承して、世界に誇るべき「日本国憲法」を作り上げたこの時代の政治

家の、高い見識と真理探究の志には、頭がさがります。

憲法制定の主体である私たち市民は、今日まで立派に日本の指導原理の役割を果たしてきた「日本国憲法」は、今後とも、混迷を続ける日本の社会を力強く先導する役割を果たすべきであり、自民党の提示している「改正草案」のような、時代の流れに逆行する方向で「改正」する必要は全くないことを確認します。

参考文献

- 1 伊藤 真:「自由民主党<日本国憲法改正草案>について」2013.3.8 http://www.jicl.jp/jimukyoku/images/20130131.pdf
- 2 伊藤 真: 『憲法問題: なぜいま改憲なのか』東京:PHP研究所 2013.7 (PHP新書;874)
- 3 伊藤 真: 『憲法は誰のもの?: 自民党改憲案の検証』 東京 岩波書店 2013.7 (岩波ブックレット; No.878)
- 4 伊藤 真:『改憲問題 Q&A』自由人権協会編 岩波書店 2014(岩波ブックレット;891)
- 5 金森徳次郎:『憲法随想』 東京:美和書房 1947.2
- 6 木村草太: 『憲法の創造力』東京: NHK 出版 2013.4 (NHK 出版新書)
- 7 小林 節: 『白熱講義!日本国憲法改正』 東京:KK ベストセラーズ 2013.4.
- 8 佐藤幸治: 『立憲主義について: 成立過程と現代』 東京:左右社,2015.4
- 9 高見勝利編『あたらしい憲法のはなし 他二篇』東京 岩波書店 2013.9 内容:

新しい憲法 明るい生活 憲法調査会編 1947.5.3 (憲法施行の日) あたらしい憲法のはなし 文部省編刊 1947.8.3 中学1年教科書 新憲法の解説 法制局閲 内閣発行 1946.11.3 (憲法公布の日)

- 10 村瀬慈子: 「先達から学ぶ立憲主義の理論と精神:立憲デモクラシー講座(石川健治 教授)を聴いて」記録 2015.12.20
- 11 渡辺 治: 『憲法改正: 軍事大国化・構造改革から改憲へ』 増補版. 東京: 旬報社,2005,11.

(補記 社会的な問題について、想像や願望を交えて議論すると、その人の立場によって理解が違って、議論がかみあわないことになりやすい。私は法律に関する全くの素人であるから、できるだけ想像や願望を交えて議論することのないよう、自民党の改正草案を作った人たちでも同意できる法律条文、文献、史実にもとづいて議論するよう心掛けた)